

学校法人南九州学園ハラスメント防止に関する方針

令和8年4月24日 常務会承認

令和8年10月1日 改正

1 基本理念

学校法人南九州学園（以下「本学園」という）は、建学の精神に基づき、すべての学生・生徒、教職員、役員、関係者が互いの人格と多様性を尊重し、安全で健全な教育・研究・就業環境を確保することを最重要の責務とする。本学園は、あらゆるハラスメント行為を決して容認せず、その未然防止と迅速・適正な対応を徹底する。

2 保護する対象

本方針は、以下の者に適用する。

- (1) 本学園が設置するすべての学校に所属する教職員、役員
- (2) 学生、研修生、実習生
- (3) 業務委託先、派遣労働者、ボランティア等、本学園の活動に関わる者
- (4) 学園が管理する施設内外での教育・研究業務に関連する者
- (5) 学園教職員公募時における応募者

3 対象となるハラスメント

本学園は、以下を含むあらゆるハラスメントを禁止し、加害者へは毅然とした態度で対応し、被害者を保護する。

(1) パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、身体的・精神的苦痛を与える行為。

(2) セクシュアルハラスメント

相手の意に反する性的言動、性的関心の強要、性的評価の押し付け、性的関係を条件とした不利益・利益供与など。

(3) アカデミックハラスメント

教育・研究指導における権限を濫用し、学生・教職員に不当な負担、精神的圧迫、研究妨害等を与える行為。

(4) マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児・介護等に関する不利益取扱いや嫌がらせ。

(5) カスタマーハラスメント

教職員に対し顧客その他取引先からの暴言、威圧的言動、過度な要求、長時間の拘束等就業環境を害する行為。

なお、顧客とは、在学生、その保護者、各種契約の相手方、近隣住民、学園施設の利用者その他の学園に関係を有する者（受験生、卒業生、退職者や連携する可能性がある企業等も含む）を指す。

(6) 他の事業者へのハラスメント

教職員が他の事業者に対して行うカスタマーハラスメントも禁止し、他の事業者が、教職員によるカスタマーハラスメントに係る事実の確認を求めたときは、当学園は、教職員等の個人情報の保護に留意しつつ、当該事業者の調査に対し必要な協力を行うものとする。

(7) ジェンダーハラスメント

性別又は性別に関する固定的役割意識（性別役割分担意識）に基づき、特定の性別に対して不利益な取扱い、侮辱、又は不快感を与える言動をいう。

当該言動は、性的な内容を伴うか否かを問わず、就業環境その他の活動環境を不当に害するものを含む。

(8) その他のハラスメント

SNS等を含むいじめ、差別的言動、プライバシー侵害など、人格権を侵害する一切の行為。

4 ハラスメント防止のための取り組み

本学園は、以下の取り組みを継続的に実施する。その計画については、毎年度、ハラスメント防止対策委員会が立案する。

- (1) ハラスメント防止に関する研修・啓発活動の実施
- (2) 相談窓口の明確化と複数化（相談員の男女比を考慮する）
- (3) 匿名相談・オンライン相談の導入
- (4) 教職員に対する専門的研修の義務化
- (5) 学生向け1on1ミーティングの定期実施
- (6) 相談者・被害者のプライバシー保護の徹底

5 相談・通報体制

- (1) 相談者は、所属や立場に関わらず、誰でも相談できる。
- (2) 相談窓口は、ハラスメント相談室の相談員を基本とし、関係する各部署が連携して対応する。
- (3) 本学園は、被害者からの相談が無い場合であっても、本学園の理事又は管理職者がハラスメントを疑わせる情報を得たときは、事実調査を行い、必要な措置を講ずる。
- (4) 相談内容の秘密は厳守し、相談したことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。
- (5) 必要に応じて、弁護士や社会保険労務士等の外部の専門機関と連携する。
- (6) カスタマーハラスメントその他の違法行為が疑われる場合には、1人で対応せず、管理職者を含めた2人以上で対応する。また、相手方が誰であっても、全ての教職員は必要に応じて警察への通報を行うことができ、また状況に応じて通報しなければならない。

6 調査および対応

- (1) 事案発生時は、迅速かつ公平・中立な立場で事実調査を行う。
- (2) 相談窓口は、ハラスメント相談室の相談員を基本とし、関係する各部署が連携して対応する。
- (3) 調査にあたっては、当事者の安全確保と二次被害防止を最優先とする。
- (4) ハラスメントが認定された場合、学校法人南九州学園就業規則(以下「就業規則」という。)・南九州大学学則等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講じる。
- (5) 必要に応じて、被害者への支援措置(学修支援、配置転換、カウンセリング等)を行う。

7 再発防止

- (1) 事案の分析に基づき、組織的な再発防止策を策定・実施する。
- (2) 教育・研究・業務環境の改善に向けた継続的な点検を行う。

8 方針の公開

本方針は、学園ウェブサイト等で公開し、学生・教職員および関係者に周知する。

9 見直し

社会情勢、法令改正、教育現場の状況等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直す。